意見広告

日本国際フォーラム 第37政策提言

積極的平和主義と日本の針路

**いわゆる冷戦時代は幾多の紆余曲折を経つつも、
最終的には西側先進民主主義諸国の勝利によって終結したが、
ポスト冷戦の世界は、一極支配から多極支配を経て無極支配とも呼ばれる段階へと変化しつつ、
いまなお新しいバランス・オブ・パワーの着地点に到達せず、混迷の度を深めている。
1990年8月2日のイラクによるクウェート侵攻や2001年9月11日の米中枢同時多発テロ事件は、
その発火点となった事件であった。**

政策委員長
伊藤憲一
日本国際フォーラム理事長

序　論

【混迷の度を深めるポスト冷戦の国際秩序】その後のアフガニスタンやイラクを戦場とする「テロとの戦い」は、いまや戦場をシリアにも拡大して、収拾の気配は一向に見られない。しかるに、アメリカは「米国は世界の警察官ではない」との言葉を残して、中東の戦場を離脱し、アジアにその軸足（ピボット）を移した。時あたかも、中国は南シナ海や東シナ海において力による支配を一方的に拡大しつつあり、アメリカに対しても「新型大国関係」という新たな挑戦を突き付けている。

そのような国際秩序における「ゲームのルール」の変化を先取りしたかのように、ロシアは2014年3月18日に力を背景にしてウクライナからクリミアを奪い取り、ロシア領に編入した。その行動は「力による現状の変更を認めない」という第二次世界大戦後の国際社会の根本規範に真正面から挑戦するものであった。

国連総会は直ちに3月27日、ロシアによるクリミアの一方的な地位変更を承認しない旨の決議を採択した。賛成100、反対11、棄権58であった。6月4、5日にブリュッセルで開催されたG7首脳会議も、この国連総会決議を支持する旨を宣言した。西側先進民主主義諸国のすべてを含む国際社会の大勢が、ロシアの行動を承認せず、対ロ経済制裁に踏み切ったのである。そこには、もちろん、かつてナチス・ドイツがチェコスロヴァキアにズデーテン地方のドイツへの割譲を迫ったときに、英仏などがチェコスロヴァキアを見捨て、それがドイツの膨張主義への青信号となったという歴史的事実の記憶がある。

【集団的自衛権の行使に満足するなかれ】このように混迷の度を深める国際秩序のなかで、日本は今後どのような針路を進むべきであろうか。日本国際フォーラムは2009年10月に第32政策提言「積極的平和主義と日米同盟のあり方」を発表し、そのなかで「これまでの日本の平和主義は、自国が加害者にならなければ『それでよし』とする平和主義であった。しかし、21世紀の世界は、世界や地域の平和と安全のために『どのような積極的な役割を果たすのか』を訊ね、『世界市民の一員としての責任を果たすよう』求めている。日本の平和主義は、これまでの『消極的平和主義』『受動的平和主義』から新しい『積極的平和主義』『能動的平和主義』へとレベルアップしなければならない」と提言した。

おりしも日本においては、7月1日、安倍晋三内閣の閣議決定により、これまで認められていなかった集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更が行われた。いかなる国家も自然権として自衛の権利を持つことは、個別的であると集団的であるとを問わず、当然のことであり、われわれはこの決定を歓迎する。ただし、それは自衛権にかかわるものである限りにおいて、抑止力を高め、「国際の平和と安全の維持」（国連憲章第一条第一項）に寄与するものではあるが、「力の均衡」による平和の維持の系譜につながる。理念的には、国連の集団安全保障やPKOなどへの参加や貢献とは系譜を異にする。国連憲章第五十一条は、国連の集団安全保障措置への参加以外の武力行使を一般的に禁止しつつ、その例外として自衛権の行使を容認しているものであり、その逆ではないからである。日本は、憲法前文等の国際協調主義に鑑みても、集団的自衛権の行使容認に満足することなく、「世界平和主義」を体現するグローバルな集団安全保障体制の構築への参加と貢献をいっそう強化しなければならない。

【「一国平和主義」から「世界平和主義」へ転換せよ】それというのも、世界はいま「ゲームのルール」を変えて、「武力による現状の変更」を認める弱肉強食の国際秩序に退化するか、「法と正義を基調とする国際平和」（憲法第九条第一項）の支配する秩序に向けて進化するか、の分岐点に立っているからである。そのいずれが今後の国際秩序形成の主流となるかは、日本の平和と安全にとって他人事ではない。日本は世界秩序が力の原始状態に逆戻りするのを断じて許容すべきではなく、不戦秩序の実現にこそ尽力すべきである。そのために日本はその国是をこれまでの「一国平和主義」から「世界平和主義」に転換しなければならない。

理念的には、1928年の不戦条約以前の世界と以後の世界を区別する必要がある。第一次世界大戦の惨禍を見て、人類はそれまで主権国家の国際法上の権利であるとして正当化してきた「戦争」を、以後不戦条約によって不法化するとともに、「力による領土の一方的拡大」を禁止した。1928年を境として、人類史は無差別戦争観の支配する「戦争自由の時代」から戦争が不法化された「戦争不法の時代」に移行したといってよい。1941年の大西洋憲章も、1943年のカイロ宣言も、ともに「領土不拡大の原則」を宣言しており、日本はこれを根拠にロシアに対して北方領土の返還を要求している。日本は「積極的平和主義」の担い手として、「一国平和主義」から「世界平和主義」に転換しなければならない。

【クリミア問題への対処ぶりこそが積極的平和主義の試金石となる】そのようなときに、ロシアは力によって隣国ウクライナからその領土であるクリミア半島を奪い、ロシア領に編入する挙に出た。プーチン大統領は、2014年3月18日のロシア議会における演説でクリミアのロシア系住民のロシア領編入要請を根拠に、クリミアのロシア領編入を正当化したが、これは国際社会が共有する不戦の価値観に真正面から挑戦する行動であり、悪名高い「ブレジネフ・ドクトリン」の再生である。ソ連崩壊を「20世紀最大の地政学的悲劇」と言い切ったプーチンならではの行動である。今回のロシアの行動が、二次にわたるチェチェン戦争やその後のグルジア戦争の延長線上にあることは間違いない。

国際社会、少なくとも西側先進民主主義諸国が、今回のロシアの行動を批判し、経済制裁に踏み切ったのは、大きな救いではあったが、それだけでは不満足な対応にとどまっており、今後なお多くのフォローアップが求められている。

それだけに、そのようなときに、日本国内に「ウクライナは日本から遠い地理的位置にあり、日本の平和や安全にとって直接の大きな関係はない」とか、「北方領土問題を抱える日本は、他国と立場を異にしており、ロシアを無用に挑発すべきでない」とか、「日本とロシアは、東シベリアの天然ガス開発などの利益を共有していることを忘れるべきでない」などの声があるのは、典型的な「一国平和主義」の声であり、残念なことであると言わなければならない。日本が、一方でロシアによるクリミアの不法奪取を黙認しながら、他方で北方領土の返還を求めるならば、それは自家撞着以外の何ものでもない。

【国際社会は中国に誤ったシグナルを送ってはならない】また、ここで国際社会がロシアの不法行為を見逃せば、中国がそこから誤ったシグナルを読み取り、東アジアにおいてウクライナにおけるロシアと同様の一方的行動に出て来ることが危惧される。現時点では中国はまだそこまで踏み切ってはいないが、ここで国際社会があれこれのコストやリスクの負担を嫌って、軍事制裁はもとより、経済制裁すらも躊躇するようなことにでもなれば、それは中国に対して「第二のロシア」となることを慫慂する結果となるであろう。

他方、経済制裁という制裁手段の効果については、これを過小評価すべきではない。核の拡散とその抑止効果の拡大のなかで、国際社会は軍事制裁の発動にかつてなく慎重たらざるを得ないでいるが、それだけに非軍事制裁、とくに経済制裁の効果に注目する必要がある。かつての東西冷戦には、東西両陣営間の体制競争の側面があったが、最終的には西側が勝者となる形で終焉を迎えた。グローバリゼーションの進展するなかで、経済制裁はコストも高まっているが、効果も高まっているので、これを巧妙に発動し、賢明に運営することが、今後国際社会の研究課題となるであろう。

日本は、他の先進民主主義諸国とともにロシアのクリミア編入を承認しないとの原則的立場を貫徹すべきであって、目先の個別の利益によって右顧左眄してはならない。1933年3月の国際連盟脱退で日本は当時の国際社会全体と絶縁したが、そこで失ったものの大きさを想起すべきである。ロシアの行動に対して、中国は支持、不支持を明言せず、右顧左眄しているが、日本が同様の対応をするならば、日本は国際社会の信用を失うだけでなく、将来中国が東シナ海や南シナ海でロシアと同様の行動に出た場合、これを批判する資格さえも失うことになるであろう。

【積極的平和主義と日本の針路】不戦条約の目的は国連憲章に引き継がれているが、「世界不戦体制」としての国連の集団安全保障体制にはいまだに多くの欠陥（たとえば、安全保障理事会における五大国の拒否権など）があり、現実にはこれのみに依拠して、日本の平和と安全を守ることはできない。「世界不戦体制」に欠けている力の均衡や抑止力を補完し、あるいは代行するものとして、先進民主主義諸国（経済的にはG7、政治・軍事的にはNATOと日米同盟）の結束と連帯がある。これら諸国が基本的人権や民主主義の価値観を共有していることも重要である。

「世界不戦体制」やそれを補完・代行する先進民主主義諸国体制への参加や貢献について、日本国内の一部に「戦争への加担」であるとの批判があるのは、無知に基づく中傷である。不戦条約以降の世界においては、法的には「戦争」は存在しないからである。存在しているのは、「侵略行為」とそれに対する「制裁行為」だけである。「制裁行為への参加」は国際社会の責任あるメンバーの義務であって、それは「戦争への加担」ではない。

第二次世界大戦に敗れた日本は、国家の安全保障を他国に任せて経済復興に専念する「吉田ドクトリン」を国家戦略の基本とし、池田勇人首相はドゴール大統領から「トランジスターラジオのセールスマン」と揶揄されたが、そのような「吉田ドクトリン」は21世紀を迎えた相互依存の国際社会ではもはや成り立たない。日本は、「日本だけの平和は可能であり、それでよい」としてきたこれまでの「一国平和主義」の眠りから覚めて、「世界全体の平和なくして、日本の平和なし」と説く「世界平和主義」の旗を掲げなければならない。

積極的平和主義は、国連憲章との整合性を維持した理念体系であって、国際協調主義の上に立つものである。日本の積極的平和主義は、戦前の日本の犯した過ちを認め、それを繰り返さないことを誓うところから出発しなければならない。積極的平和主義は、日本が世界と共存・共栄するための日本の戦略的な知恵である。

このような考えに基づいて、右に署名するわれわれ72名は、以下に六項目の政策を提言する。

●副政策委員長
島田　晴雄　千葉商科大学学長

●政策委員
愛知　和男　元衆議院議員
阿曽村邦昭　比較文化研究センター会長
飯田　敬輔　東京大学大学院教授
池田　十吾　国士舘大学教授
石垣　泰司　元駐フィンランド大使
石川　薫　日本国際フォーラム研究本部長
市川 伊三夫　日本国際フォーラム監事
伊藤　英成　元衆議院議員
伊藤　剛　明治大学教授
伊藤 和歌子　日本国際フォーラム研究センター長
井上　明義　三友システムアプレイザル取締役相談役
内田　忠男　国際ジャーナリスト
浦野　起央　日本大学名誉教授
大江　志伸　江戸川大学教授
大木　浩　元衆議院・参議院議員
大藏 雄之助　異文化研究所代表
太田　正利　元駐南アフリカ大使
大谷　立美　創価女子短期大学教授
大宅　映子　評論家
小川　元　前衆議院議員
小笠原 高雪　山梨学院大学教授
神谷　万丈　防衛大学校教授
川上　高司　拓殖大学海外事情研究所長
河東　哲夫　ジャパン・アンド・ワールド・トレンズ代表
河村　幹夫　多摩大学名誉教授
木村　崇之　元欧州連合代表部大使
日下　一正　国際経済交流財団会長
小池 百合子　衆議院議員
斎藤　昌二　元三菱化学顧問
斎藤　直樹　山梨県立大学教授
坂本　正弘　日本国際フォーラム上席研究員
佐島　直子　専修大学教授
澤井　弘保　神戸大学客員教授
志鳥　學修　航空評論家
杉内　直敏　元駐ルーマニア大使
鈴木　馨祐　衆議院議員
鈴木　棟一　政治評論家
給田　英哉　国際教養大学理事
高橋　一生　元国際基督教大学教授
田久保 忠衛　日本国際フォーラム緊急提言委員長
竹内　行夫　日本国際フォーラム監事／元外務事務次官
田島　高志　元駐カナダ大使
堂之脇 光朗　日本紛争予防センター会長
トラン・ヴァン・トゥ　早稲田大学教授
内藤　正久　日本エネルギー経済研究所顧問
中谷　和弘　東京大学教授
中西　寛　京都大学大学院教授
鍋嶋　敬三　評論家
西村　眞悟　衆議院議員
袴田　茂樹　新潟県立大学教授
畠山　襄　国際貿易投資研究所理事長
原　聰　京都外国語大学客員教授
半田　晴久　世界開発協力機構総裁
兵藤　長雄　元駐ベルギー大使
平林　博　日本国際フォーラム副理事長
吹浦　忠正　ユーラシア21研究所理事長
船田　元　衆議院議員
古澤　忠彦　ユーラシア21研究所研究員
堀口　松城　日本大学客員教授
本郷　健太　たちばな出版代表取締役
本間　正義　東京大学教授
眞野　輝彦　国際金融評論家
六鹿　茂夫　静岡県立大学大学院教授
森井　敏晴　日本国際フォーラム参与
森本　敏　拓殖大学特任教授／前防衛大臣
屋山　太郎　政治評論家
湯下　博之　元駐フィリピン大使
渡辺　利夫　拓殖大学総長
渡邊　啓貴　東京外国語大学教授
渡辺　繭　日本国際フォーラム常務理事

以上署名者72名（五十音順）

結　論

1 国連の集団安全保障措置には、軍事的措置を伴うものを含めて、参加せよ

2 PKO法の所要の改正および国際平和協力基本法の制定を早急に実現し、もって世界的な集団安全保障体制の整備に貢献せよ

3 集団的自衛権の行使容認を歓迎し、必要な法制度の早急な整備を求める

4 日米の対中戦略協調を前提としつつ、東南アジア、豪州、インドとの連携も強化せよ

5 G7諸国とともに、ロシアの「力による一方的領土拡大」を拒否し、その不承認政策を貫徹せよ

6 日本は「地球規模の諸問題」についてもリーダーシップを発揮せよ

［注1］この政策提言は、日本国際フォーラム政策委員会の第37番目の政策提言であり、同委員会における1年にわたる審議の成果ですが、この政策提言に署名しなかった当フォーラムのその他の関係者は、その内容に対していかなる責任を負うものでもありません。
［注2］この意見広告の広告料には、署名者および署名しなかった賛同者からの寄附金に加え、日本国際フォーラム政策委員会からの拠出金を当てました。

公益財団法人　日本国際フォーラム政策委員会
〒107-0052東京都港区赤坂2-17-12-1301　公益財団法人 日本国際フォーラム気付
Tel:03-3584-2190　Fax:03-3589-5120　E-mail:info@jfir.or.jp　URL:http://www.jfir.or.jp/